

＜近畿厚生局長への届出事項＞

1. 以下の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

(1) 基本診療料

- 療養病棟入院基本料 1 在宅復帰機能強化加算 認知症ケア加算 2
- 地域包括ケア入院医療管理料 1
- 診療録管理体制加算 3
- 医療安全対策加算 2
- 感染対策向上加算 3
- 患者サポート体制充実加算
- データ提出加算 1
- 入退院支援加算 1
- 認知症ケア加算 3
- 医療 DX 推進体制整備加算
- 在宅医療 DX 情報活用加算
- 入院時食事療養(Ⅰ)・入院時生活療養(Ⅰ)

(2) 特掲診療料

- 別添 1 の「第 14 の 2」の 1 の(2)に規定する在宅療養支援病院
- 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- がん性疼痛緩和指導管理料
- がん治療連携指導料
- 在宅がん医療総合診療料
- CT撮影及びMRI撮影

- 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
 - 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)

 - 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)
 - 麻酔管理料(Ⅰ)

 - 医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術

 - 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
 - 入院ベースアップ評価料 33
-

2. 当院では入院時食事療養(Ⅰ)及び入院時生活療養(Ⅰ)の届出を行っており、
管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食は午後6時以降)・適温で提供しています。